



発行 東京都

目次

94

条 例

- 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例……(総務局)……二
- 職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例……(同)……二
- 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例……(東京都教育委員会)……三
- 東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例……(住宅政策本部)……三
- 東京都福祉住宅条例の一部を改正する条例……(同)……四
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例……(環境局)……五
- 東京都給水条例の一部を改正する条例……(水道局)……五
- 東京都下水道条例の一部を改正する条例……(下水道局)……五
- 警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例……(東京都公安委員会)……五
- 東京都暴力団排除条例の一部を改正する条例……(同)……七

条例のあらまし

- 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(条例第一〇六号)
 - 一 臨時的任用職員を新たに任用することに伴い、所要の改正を行います。

二 この条例は、令和四年四月一日から施行します。

●職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例(条例第一〇七号)

- 一 臨時的任用職員を新たに任用することに伴い、所要の改正を行います。
- 二 この条例は、令和四年四月一日から施行します。

●都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例(条例第一〇八号)

- 一 新たに出産支援休暇及び育児参加休暇を設けます。
- 二 妊娠出産休暇の報酬の取扱いを改めます。
- 三 この条例は、令和四年一月一日から施行します。

●東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第一〇九号)

- 一 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和三年法律第四八号)の施行による長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二〇年法律第八七号)の改正等に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定の申請等に係る手数料の額を改定するほか、規定を整備します。

(例) 新築住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成二一年法律第八一号)第六条の二第五項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合で当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計が一〇〇平方メートル以内のもの 七、一〇〇円

二 この条例は、令和四年二月二〇日から施行します。

●東京都福祉住宅条例の一部を改正する条例(条例第一一〇号)

- 一 母子住宅の廃止に伴い、福祉住宅に関する規定を整備します。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例 (条例第一一
一号)

- 一 大気環境の更なる改善及び温室効果ガス排出量の削減に向け、自動車に起因する環境への負荷低減の観点から、環境性能の高い自動車の普及を加速させるため、低公害・低燃費車の導入義務に係る規定を改めます。
- 二 この条例は、令和四年四月一日から施行します。

●東京都給水条例の一部を改正する条例 (条例第一一二号)

- 一 地方税法等の一部を改正する法律 (令和三年法律第七号) の施行による地方自治法 (昭和二十二年法律第六七号) の改正に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和四年一月四日から施行します。

●東京都下水道条例の一部を改正する条例 (条例第一一三号)

- 一 地方税法等の一部を改正する法律 (令和三年法律第七号) の施行による地方自治法 (昭和二十二年法律第六七号) の改正に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和四年一月四日から施行します。

●警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例 (条例第一一四号)

- 一 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律 (令和三年法律第六九号) の施行に伴い、クロスボウの所持許可申請等に係る手数料の規定を設けるほか、規定を整備します。
- (例) クロスボウ取扱講習手数料 (初心者講習) 六、九〇〇円
- 二 この条例は、令和四年三月一日から施行します。

●東京都暴力団排除条例の一部を改正する条例 (条例第一一五号)

- 一 食品衛生法等の一部を改正する法律 (平成三〇年法律第四六号) の施行による食品衛生法 (昭和二十二年法律第二三三三号) の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

条 例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年十二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第六六号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 (平成七年東京都条例第十五号) の一部を次のように改正する。

第十四条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、臨時的に任用された職員の任用期間中の年次有給休暇の日数は、人事委員会の承認を得て、東京都規則で定める。

第十九条の見出し中「臨時職員等」を「非常勤職員」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正)

2 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例 (昭和四十一年東京都条例第九十八号) の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「第十四条第三項」を「第十四条第四項」に改め、同項第三号の二中「第十九条第二項」を「第十九条」に改める。

職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年十二月二十二日

●東京都条例第百七号

東京都知事 小 池 百合子

職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年東京都条例第百四十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第六項」の下に「、第七項」を加える。

第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

(配偶者同行休業に伴う臨時的任用)

第九条 任命権者は、第二条又は第六条第一項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る期間について職員の配置換えその他の方法によつて当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、当該期間又は一年のいずれか短い期間を任用の期間の限度として臨時的任用を行うことができる。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。
令和三年十二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第百八号

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例(昭和四十九年東京都条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「育児時間」の下に「、出産支援休暇、育児参加休暇」を加える。

第七条第一項及び第十二条第一項中「妊娠出産休暇、」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年一月一日から施行する。

(都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例及び都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例及び都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(令和元年東京都条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第四項を削る。

(都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例(令和三年東京都条例第十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年十二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第百九号

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都都市整備局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

別表一の一部第十二の款一の項中「、(2)の(イ)又は(3)」を「又は(2)」に改め、「を、当該建築物における認定申請戸数で除した額(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を削り、同項(一)中「から(3)までに掲げる場合の区分及び」を「及び(2)に掲げる場合の区分並びに」に改め、同項(一)中「知事が指定する者が作成した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項各号(第三号を除く。)」に掲げる基準に適合していることを示す書類」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第六条の二第五項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し」に、「七千二百円」を「七千円」に、「二万三千元」を「二万二千元」に、「六万一千円」を「五万七千元」に、「十万四千元」を「九万四千元」に、「十七万二千元」を「十六万一千円」に、「二十一万六千元」を「十九万円」に、「二十三万四千元」を

「二十万三千円」に改め、同項(2)を削り、同項(3)中「及び(2)」を削り、同項(3)(イ)中「四万七千円」を「五万二千円」に改め、同項(3)(ロ)中「十万九千円」を「十二万二千円」に改め、同項(3)(ハ)中「十七万五千円」を「十九万六千円」に改め、同項(3)(ニ)中「三十四万五千円」を「三十八万六千円」に改め、同項(3)(ホ)中「六十一万七千円」を「六十九万一千円」に改め、同項(3)(ヘ)中「百六万二千円」を「百十八万八千円」に改め、同項(3)(ト)中「百九十六万四千円」を「二百十九万八千円」に改め、同項(3)(チ)中「二百八十九万九千円」を「三百十四万円」に改め、同項(3)(リ)中「三百四十四万三千円」を「三百八十四万七千円」に改め、同項(3)を(2)とし、同項(二)中「及び当該」を「並びに当該」に、「八万八千円」を「八万五千円」に、「十五万一千円」を「十四万円」に、「二十五万円」を「二十四万二千円」に、「三十一万一千円」を「二十八万四千円」に、「三十三万六千円」を「三十万四千円」に、「六万八千円」を「七万八千円」に、「十六万円」を「十八万三千円」に、「二十五万五千円」を「二十九万三千円」に、「五十万四千円」を「五十七万九千円」に、「九十万三千円」を「百三万七千円」に、「百五十五万二千円」を「百七十八万二千円」に、「二百八十七万二千円」を「三百二十九万六千円」に、「四百十万六千円」を「四百七十一万円」に、「五百三万二千円」を「五百七十七万円」に改め、同項(2)の(イ)から(リ)まで又は(3)及び「(2)の(イ)又は(3)」を「又は(2)」に改め、「を、変更認定申請戸数で除した額(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を削り、同項(三)の項中「第九条第一項」の下に「又は第三項」を、「場合」の下に「又は管理者等が選任された場合」を加え、「二千百円」を「二千三百円」に改め、同項(四)の項中「二百百円」を「二千三百円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和四年二月二十日から施行する。

2 この条例による改正前の東京都都市整備局関係手数料条例（以下「旧条例」という。）別表一の部第十二の款二の項の規定は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十八号）附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請については、なおその効力を有する。

この場合において、旧条例別表一の部第十二の款二の項中「(2)の(イ)から(リ)まで又は(3)」とあり、及び「(2)の(イ)又は(3)」とあるのは「又は(2)」と読み替えるものとする。

東京都福祉住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年十二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第百十号

東京都福祉住宅条例の一部を改正する条例

東京都福祉住宅条例（昭和三十五年東京都条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第二条の二を削る。

第五条第一項中「母子住宅」を「福祉住宅」に改め、「収入」の下に「(公営住宅法施行令(昭和二十六年政令第二百四十号)第一条第三号の例により算出した額をいう。以下同じ。)」を加え、「十八歳未満の児童のみを扶養している配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」のない女子又はこれに準ずる事情にある女子で「を「同居している扶養親族を有し」に、「該当するもの」を「該当する者」に改め、「この場合において、その者の扶養している児童が一人のときは当該児童が、二人以上のときは少なくともそのうちの一人が、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に定める義務教育終了前でないならばならない。」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「民生住宅」を「福祉住宅」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第六条第一項第二号中「児童福祉法」の下に「(昭和二十二年法律第百六十四号)」を加える。

第十五条第一項第一号中「配偶者」の下に「(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」を加え、同項第二号中「第十六条第一号」を

加える。

「次条第一項第一号」に改める。

第二十二条の見出し中「義務」を「努力義務」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十四条第一項中「第二十二條第二項」を「第二十二條第一項」に改める。

第二十五条の二及び第二十五条の三中「第五條第四項」を「第五條第三項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年十二月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第百十一号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第三十五条中「その事業の用に供する自動車の台数に対する低公害・低燃費車（知事が別に定める自動車に限る。）の台数の割合を」を「次に掲げる区分の割合を、それぞれ」に改め、同条に次の各号を加える。

一 事業の用に供する自動車の台数に対する低公害・低燃費車（知事が別に定める自動車に限る。次号において「特定低公害・低燃費車」という。）の台数の割合

二 事業の用に供する自動車のうち規則で定める乗用車の台数に対する特定低公害・低燃費車のうち知事が別に定める乗用車の台数の割合

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

東京都給水条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年十二月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第百十二号

東京都給水条例の一部を改正する条例

東京都給水条例（昭和三十三年東京都条例第四十一号）の一部を次のように改正する。第二十八条中「又は」の下に「指定納付受託者（）」を加え、「第二百三十一条の二第六項の規定による指定をした者」を「第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）」に改める。

附則

この条例は、令和四年一月四日から施行する。

東京都下水道条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年十二月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第百十三号

東京都下水道条例の一部を改正する条例

東京都下水道条例（昭和三十四年東京都条例第八十九号）の一部を次のように改正する。第十八条中「又は」の下に「指定納付受託者（）」を加え、「第二百三十一条の二第六項の規定による指定をした者」を「第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）」に改め、「（管理者が別に定めるものに限る。）」を削る。

附則

この条例は、令和四年一月四日から施行する。

警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

附則

令和三年十二月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第百十四号

警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例

警視庁関係手数料条例(平成十二年東京都条例第九十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一 九の項(一)中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に、「銃砲刀剣類所持許可申請手数料」を「銃砲等又は刀剣類の所持許可申請手数料」に改め、「同号の規定に基づく」の下に「猟銃又は空気銃の所持の」を加え、

ロ その他の者に対する許可の申請に係る審査 一万五百円(当該申請を行う者が東京都において同時に他の法第四条第一項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係る審査にあつては、六千七百円)

ロ 法第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る審査 六千八百円(当該申請を行う者が東京都において同時に他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る審査にあつては、四千三百円)

ハ その他の者に対する許可の申請に係る審査 一万五百円(当該申請を行う者が東京都において同時に他の法第四条第一項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係る審査にあつては、六千七百円)

改め、同項(三)中「第五条の二第三項第二号」の下に「又は第三号」を加え、同項(三)の次に次のように加える。

(三)の二 法第五条の二	クロスボウ	イ 現に法第四条第一項第一号の規定	講習申請の
三の二 第一項の規定	ウ 取扱講習	による許可を受けてクロスボウを所持している者に対する講習会	込みのとき。
定に基づくクロスボウの取扱	習手数料	円	三千

する講習会の開催

ロ その他の者に対する講習会 六千九百円 講習申請の込みのとき。

別表第一 九の項(六)中「銃砲」を「銃砲等」に改め、同項(七)中「銃砲刀剣類所持許可証書換手数料」を「銃砲等又は刀剣類の所持許可証書換手数料」に改め、同項(八)中「銃砲刀剣類所持許可証再交付手数料」を「銃砲等又は刀剣類の所持許可証再交付手数料」に改め、同項(九)中「又は空気銃」を「若しくは空気銃又はクロスボウ」に、「猟銃等所持許可更新申請手数料」を「猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可更新申請手数料」に、

イ 新たな許可証の交付を伴う場合 七千二百円(当該申請を行う者が東京都において同時に他の法第七条の三第一項の規定に基づく許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が東京都において同時に法第四条第一項第一号の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該法第七条の三第一項の規定に基づく許可の更新の申請に係る審査にあつては、四千八百円)

ロ 新たな許可証の交付を伴わない場合 六千八百円(当該申請を行う者が東京都において同時に他の法第七条の三第一項の規定に基づく許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が東京都において同時に法第四条第一項第一号の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該法第七条の三第一項の規定に基づく許可の更新の申請に係る審査にあつては、四千四百円)

イ 新たな許可証の交付を伴う法第七条の三第一項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査 七千二百円(当該申請を行う者が東京都において同時に他の同項の規定に基づく許可の更新の申請に係る審査にあつては、四千四百円)

イ 新たな許可証の交付を伴う法第七条の三第一項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査 七千二百円(当該申請を行う者が東京都において同時に他の同項の規定に基づく許可の更新の申請に係る審査にあつては、四千四百円)

く猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が東京都において同時に法第四十一条第一号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該法第七条の三第一項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、四千八百円)

ロ 新たな許可証の交付を伴う法第七条の三第一項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査 七千二百円(当該申請を行う者が東京都において同時に他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が東京都において同時に法第四条第一号第一号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が東京都において同時に法第四条第一号第一号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、四千八百円)

ハ 新たな許可証の交付を伴わない法第七条の三第一項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査 六千八百円(当該申請を行う者が東京都において同時に他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が東京都において同時に法第四十一条第一号第一号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が東京都において同時に法第四条第一号第一号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、四千八百円)

ニ 新たな許可証の交付を伴わない法第七条の三第一項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査 六千八百円

更新申請のとき。

更新申請のとき。

更新申請のとき。

更新申請のとき。

に

(当該申請を行う者が東京都において同時に他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が東京都において同時に法第四十一条第一号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該法第七条の三第一項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、四千四百円)

改め、同項に次のように加える。

(共) 法第九条の十六 第一項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に対する審査	クロスボウ射撃資格認定申請手数数料	九千三百円(当該申請を行う者が東京都において同時に他の法第九条の十六第一項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に係る審査にあつては、五千六百円)	認定申請のとき。
---	-------------------	---	----------

この条例は、令和四年三月十五日から施行する。

東京都暴力団排除条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年十二月二十二日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第百十五号

東京都暴力団排除条例の一部を改正する条例

東京都暴力団排除条例(平成二十三年東京都条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第十一号ホ中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

